

指 名 停 止 情 報

株式会社中央技術コンサルタンツ 東京都新宿区西新宿8-5-1

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

令和7年11月27日～令和8年1月26日(2か月)

2 指名停止の理由

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏えいした情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害罪で起訴され、その後、気仙沼市が発注した別の業務においても、同年8月20日に同罪で追起訴されたことが「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当すると認められるため。